

		建築主事等検査年月日		年 月 日	
建物概要	申請者名 (建物名)	建築場所	確認番号		
	工事監理者名 (法人名)	(監理者名)	確認年月日		
	工事施工者 (法人名)	(管理者名)	TEL		
			TEL		

1 共通事項

共通・集団

項目	検査内容	工事管理者側		建築主事等検査記録				
		確認日付		検査方法			良否	修正日・備考
		施工者	監理者	目視検査	計測検査	報告等		
一般事項	工事監理者が監理しているか							
	工事現場における確認の表示							
	設計図書等の備え付け							
敷地の安全	敷地の安全							
	工事現場の危険の防止							
道路・敷地	道路幅員と接道長さ							
	敷地の形状 (境界、形)							
	方位の確認							
平面プラン 建物配置 高さ	平面計画の確認							
	建物の配置							
	境界からの外壁後退							
	道路斜線 (境界からの後退)							
	北側斜線 (敷地北側からの距離)							
	建ぺい率・容積率							
その他	庇・軒の高さ							
	工作物等の有無 (確認申請の適正)							

基礎

支持地盤	支持地盤の確認							
基礎一般	基礎種別の確認							
	基礎のひび割れの確認							
	基礎等 (大・小梁・フーチング) 配置/形状/寸法確認							
	鉄筋の材質							
独立基礎	ベース筋の径、長さ、本数、かぶり厚さ、定着							
べた基礎	一体のRC造							
	立ち上がり部分の高さ、厚							
	基礎底盤厚、根入れ深さ							
	鉄筋の径、間隔、かぶり厚さ							
	鉄筋の定着長さ、継ぎ手長さ、継ぎ手位置							
	開口部他補強筋							
布基礎	一体のRC造							
	立ち上がり部分の高さ、厚							
	基礎底盤厚、根入れ深さ							
	底盤幅							
	鉄筋径、継ぎ手長さ、継ぎ手位置							
	開口部他補強筋							
	床下換気口							
杭基礎	杭の位置、径、本数							
	ベース筋等の径、本数、長さ、かぶり厚さ							
	杭頭余盛り、							
	偏心基礎の補強、杭頭補強							
	杭長の変更							
地中梁	鋼管杭肉厚							
	躯体寸法							
	主筋等の径、本数、かぶり厚さ							
	主筋等の定着長さ、継ぎ手長さ、継ぎ手位置、							
	貫通穴の位置・補強方法、							
宙吊り筋の位置								
検査結果・工事全般の考察								

1. 中間検査チェックシートの使用にあたって

中間検査に際しては、検査事項の漏れを防ぐため、具体的に検査を行う個別の事項等をシートにまとめた「中間検査チェックシート」を活用することとします。以下にこのチェックシートの使い方を説明します。

(1) 工事監理者への事前の配付と提出

- ① このシートは、工事監理者等が工事施工段階で法規制に関する確認を行っているかをチェックする役割を持っています。そのため、工事監理者等が各項目をいつ確認したのか、日付を記入する欄が設けられています。

このため、中間検査対象建築物の確認済証を交付する際に、このシートをあわせて、建築主または代理人に配付し、確認日付の監理者の欄に各事項を確認した日付を記入するよう伝えます。なお、このシートでは施工者のチェック欄も設けていますが、工事監理者が確認している場合には、施工者の欄を記入することは必ずしも必要ありません。

- ② 中間検査を行う際に、このシート（工事監理者の確認日付の記入されたもの）を工事監理者から提出してもらいます。検査員は工事監理者の欄により監理の実堆状況を確認の上、ここの項目についての検査を行います。

(2) 中間検査チェックシート

このシートの記入については次のとおりとします。

シートは共通編と構造別編の2枚からなります。

- ① 共通編の「建物概要」は申請にあたって申請者が記入してください
- ② 「検査項目」ごとに検査します。
- ③ 「工事監理者側確認日付」は、施工者、工事監理者が確認した日付を記載してください。

工事監理者の記入があれば、施工者の確認の日付は必ずしも必要ありません。

該当がない項目は－を枠内に記入してください。

- ④ 「検査方法」以下の3つの方法のどれで確認したかを欄に○印します。

- ・目視により確認した場合
- ・正確を期すため目視及び簡単な計測により確認した場合
- ・工事監理者または現場管理者からの報告等により確認した場合

- ⑤ 「良否」欄

適合の場合は○、不適合の場合は×を記入します。

該当がない場合は－を枠内に記入します。

- ⑥ 「修正日・備考」欄

後日不適合の事項の修正を確認したらその日付を記載します。

その他記載すべき事項があればこの欄に記入するか、任意の様式で記録しチェックシートに添付します。

- ⑦ 「検査結果、工事全般の考察」

検査結果、全般的な考察について記入

共通事項の検査

共通事項では、集団規定、意匠、基礎構造等についてまとめてあります。

集団規定については、工事途中では判断ができない点もあります。しかし、完了検査時点では、修正に多大な労力を要する事もあり、中間検査は予防的な役割を持っています。

(1) 検査のポイント

集団規定のポイントとしては次のことが考えられます。

1. 敷地と道路との関係：敷地境界の確認と接道の状況、接道する道路の幅員等については、中間検査の段階での確認が可能です。また、これらの状況が検査の結果確認申請の内容より危険側の場合は早急に建築計画のチェックを行い、申請者に必要な対応を要求する必要があります。
2. 建築物の面積、高さ等の形態制限：建築物の規模、高さに関する制限は、最終的に完了の段階で確認する必要がありますが、これらの制限について、配置、構造躯体時点でもチェックします。
3. 可否の判定：除却予定部分など、中間検査時点に法令に適合していない場合も、その後の工事内容を工事監理者から聞き取るにより適法となることが見込まれる場合は、工事完了時に改めて検査することとし、その項目については中間検査の対象としないこととします。なお、この場合は、保留事項について完了検査時に引き継ぐことを検査記録に残しておく等の対応が必要です。

(2) 検査の具体的重点項目

集団規定等の検査項目は、施工途中において確認しておく必要のある事項を重点的に検査することが重要で、具体的なものとしては次のような項目が考えられます。

- ①敷地の接道状況が確認図書と異なっていないか。接道長さは確保されているか。
- ②敷地の地盤高さなど明らかに確認図書と異なっていないか。
- ③外見から明らかに建築物の高さが確認図書と異なっていないか。
- ④外観から明らかに建築物の配置が確認図書と異なっていないか。
- ⑤確認表示板が設置されているか。

(3) 検査の方法

中間検査を行う建築物を周囲から目視により検査します。具体的には、敷地の形状や高低差、建物の配置（隣地境界線または道路境界線からの距離）や高さ（北側斜線、道路斜線、隣地斜線、絶対高さ）、建築物の間取り、大きさ、2項道路への突出物・（付属する建築物、塀、門等）の有無を建築確認申請添付図書に基づき確認します。この際、必要に応じて現場に携行したコンベックスや巻き尺等により簡単な計測を行います。

(4) 個別の検査項目について

（下記の解説は、原則的な内容を記載しており、詳細については右に記述の法令を参照のこと）

工事監理者が監理していることの確認

中間検査申請書、中間検査チェックシート工事監理者検査欄に記載されていること
工事監理者欄に記入されている工事監理者が立ち会っていることを基本とする。

法5の4

工事現場における確認の表示の確認

道路に面する等、容易に識別できる位置、高さ、向きに掲示され、破損がないこと
記載（工事監理者名等）について記入潰れ、汚損、雨水によるにじみがないこと

法89

設計図書等の備え付け

換査のための確認図書が、用意されている。

敷地の安全

完成予定の地盤面の位置、前面、背後のガケ・よう壁等の有無を確認
2mを越えるガケが、その高さの1.5倍以内にある場合は、よう壁の設置

法19
県7

工事現場の危険の防止

仮囲い

木造でH>13若しくは軒高9mを越えるものは、H≧1.8mの仮囲い設置

法 90
令 136-2-16

根切り

1.5m以上の根切りは十分な耐力を有する山止めを設置

令 136-3

基礎工事用機械の転倒防止について

敷き板、敷角等の処置

令 136-4

落下物に対する防護について

敷地から5m以内、高さ3m以上はダストシュート

敷地から5m以内、高さ7m以上のはつり、外壁修繕等は金網、帆布の設置

令 136-5
告 91

道路幅員と接道長さ

道路幅員・道路の状況、接道長さを確認図書との照合

幅員・接道長さ・42条2項道路の中心線および道路後退線の位置

築造道路の予定位置等について確認

法 42
法 43

敷地の形状

道路（隅切り部を含む）・隣地境界の確認

敷地の地盤の確認

方位の確認

令 93

平面計画の変更の有無について

建物の配置

外壁後退（敷地境界、2項道路の後退、地区計画の後退線からの外壁、軒）

窓ドア等突出の恐れの有無、採光の確認

斜線（道路境界からの後退距離）

緩和規定の場合の外構制限及び前面道路との高低差の確認

斜線（北側隣地からの後退距離）

建ぺい率・容積率（敷地状況と平面計画の相違、変更）

建物の庇・軒の高さ 確認図書との照合

法 56

法 56

法 52・53

法 55

工作物の有無

確認図書との照合 除去の施工予定について確認

支持地盤の確認

監理者の報告による

下記政令の地耐力より大きく設定されている場合は、地盤調査により確認

令 93

地盤の種類	政令第93条	地盤の種類	令第93条
岩盤	1000 (kN/m ²)	砂質地盤	50
固結した砂	500	堅い粘土質地盤	100
土丹盤	300	粘土質地盤	20
密実な礫層	300	堅いローム層	100
密実な砂質地盤	200	ローム層	50

基礎種別の確認

原則として 地盤 < 20kN/m² 基礎杭

< 30kN/m² べた基礎

≧ 30kN/m² 布基礎

令 38

告 1347

基礎のひび割れについて確認

基礎等の配置・形状・寸法の確認 確認図書により確認
鉄筋の材質

独立基礎

ベース筋の径・長さ・本数・かぶり厚さ (≧ 6 cm) ・定着長 (≧ 4 0 d)

令 79・73

べた基礎

一体の鉄筋コンクリート造 (地盤≧ 7 0 kN/m²は無筋も可)
連続した立ち上がり部分 (高さ≧ 3 0 cm, 厚≧ 1 2 cm)
基礎底盤厚≧ 1 2 cm 根入れ深さ≧ 1 2 cm
鉄筋コンクリートとする場合 立ち上がり上端・下部主筋径≧ 1 2 mm
立ち上がり部分・底盤の補強筋は、径 9 mm、3 0 cm 未満
換気口部分は周囲に補強筋 径 9 mm

令 38
告 12-1347

布基礎

べた基礎の各ポイントによる (底盤補強筋は不要)
ただし、基礎底盤厚≧ 1 5 cm 根入れ深さ≧ 2 4 cm
底盤幅 (鉄骨・木造)

令 38
告 12-1347

	平屋	二階建
地盤応力 5 0 kN/m ² 未満	3 0 cm	4 5 cm
7 0 kN/m ² 未満	2 4 cm	3 6 cm
7 0 kN/m ² 以上	1 8 cm	2 4 cm

底盤幅 2 4 cm 以上については底盤補強筋の設置 べた基礎と同じ
床下換気口又はそれに変わるものの確認

枠組壁工法布基礎 3階建て W15cm H30cm 底盤 45cm 7 15cm
2階建て W12cm H30cm

告 57-56
第 3

杭基礎

本数・径・施工深度の確認
偏心の有無、杭偏心による補強
杭頭補強
ベース筋の径・本数・長さ・かぶり厚さ (≧ 6 cm)
現場打ち杭 異形鉄筋 6 本以上 主筋断面≧坑断面 0. 4 %
杭頭の余盛り
高強度プレストレストコンクリート杭 日本工業規格 A- 5 3 3 7
遠心力鉄筋コンクリート杭 日本工業規格 A- 5 3 1 0
鋼管杭 肉厚≧ 6 mm かつ坑径の 1 / 1 0 0
杭長が設計と大きく異なる場合は、特に施工報告書により確認

令 93
告 46-111
令 38
告 12-1347

基礎梁

躯体寸法 確認図書との照合
主筋の径・本数・間隔
かぶり厚さ (4 cm 以上)
継ぎ手長さ 引っ張り力最小部 L ≧ 2 5 d (最小部以外 L ≧ 4 0 d)
定着長さ 柱への定着長 ≧ 4 0 d 又は柱主筋に溶接
あばら筋の位置 間隔 ≦ 3 / 4 梁丈
宙吊り筋が下がりすぎているか

令 78・79
令 73-2
令 73-1,3
令 73-3
令 78